

國學院大學學術情報リポジトリ

三宅島における葬送の変容：
喪屋をめぐる習俗を中心として

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2025-04-09 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 川嶋, 麗華 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002001567

三宅島における葬送の変容 —喪屋をめぐる習俗を中心として—

川嶋 麗華

1. はじめに

死や産を穢れとみなして忌み避ける観念は、延喜式に「凡穢惡の事に触れて、忌むべきは、人の死は卅日を限り、産は七日」とみられ、実際の民俗習慣においても日本各地で伝承されていた。その中でも伊豆諸島は、死亡や出産の折に小屋へ籠もる習俗を伝承した地域の顕著な例として、注目されてきた。

民俗学においては、早くに柳田國男が「生死二つの習俗に共通なる主要事實は、小屋の生活と之に伴なふ禁忌とである」〔柳田 1940 72-73〕と、出産と葬送にみる忌籠りと共食による分合という習俗の類似性に言及した。後の研究では、柳田の見解を引き継ぐように生死の対応関係といった人生における通過儀礼の構造に注目する中で、出産と葬送における忌小屋を対称的に取り上げた研究が散見される〔坪井1970；大藤1980など〕。

産小屋は「出産をするための場所で、特別に準備された別棟の小屋あるいは産屋」〔倉石 1999〕であり、月経時に女性が籠る月小屋と併せて報告されることが多い。産小屋・月小屋については、小屋とそれに伴う諸習俗の実態把握が試みられるとともに、具体的な事例に基づく実証的な研究が、近年まで積み重ねられてきた〔板橋2022；伏見2016など〕¹。

一方、喪屋は「死者の近親者達が遺骸とともに、またはその近くで忌籠りの生活をする建物」〔田中2000〕である。『葬送習俗語彙』（1937）には、「喪屋・霊屋」の項において、「遺族は喪屋を野邊に作りて住む」習俗とともに、「今日西日本に多い墓上の屋形も亦、此一つの残留形式ならんといふ想像を私は抱いて居る」〔柳田1937 161〕として、屋形の墓覆いについても事例を紹介している。また『民俗学辞典』（1951）の「死の忌」では、次のように説明されている。

死は人生の大きな悲しみであるとともにまた穢れでもあった。（中略）古代には喪屋が即ち忌屋となり、それはそのまま遺棄せられたらしいが、後には別に喪屋・忌屋を建てて遺骸を放置し、いわゆるモガリの儀がおこなわれ、さらには葬儀後に墓地に接して喪屋を作り遺族が籠つて別火生活をする風習が伊豆諸島や薩南群島、對馬および本州各地にとびとびに残存している。また各地で墓に小さな屋形様の覆いを作る習わしがあるが、これも喪屋の退化と見られる。

〔民俗学研究所編1951〕（下線は引用者による）

古代からみられた喪屋の習俗が、屋形の墓覆い・近親者が籠る小屋の習俗として現代まで遺風を残している、という解釈は、柳田の説をはじめ、その後も繰り返されてきた。しかし、この定説については、必ずしも遺制を引くとは断定できない、墓の設えの収集と検討をふま

えた実証的な研究が十分でなく、本説の根拠が示されていないといった疑義が示されている[河上1962 1；新谷1986 98]。

伊豆諸島の民俗調査研究の大家である大間知篤三は、文化的に伊豆諸島を南部（八丈島・小島・青ヶ島）、中部（御蔵島・三宅島）、北部（大島・利島・新島・式根島・神津島）の領域に分け、産小屋・月小屋・喪屋の習俗の分布には差があることを指摘した[大間知1968]。

大間知の研究を含め、伊豆諸島の喪屋、また丹波の喪屋の習俗などについては複数の研究で報告されているものの、「喪屋が一般に血の忌に籠る小屋に比してより早く消滅した」[民俗学研究所編1951 626] こともあり、その実態に関する調査報告は限られ、産小屋の習俗に比べると研究が十分に進んでいない状況にある。

近代までに失われた忌小屋の習俗の実態を現在の民俗調査から把握することは困難であるため、本稿では先人の研究・報告を参照しつつ、過去の文献記録・調査報告の内容を整理し、三宅島における喪屋をめぐる習俗の展開を追跡する。

2. 忌小屋習俗とその改革

特集1「伊豆諸島・三宅島の概要」で触れたように、近世の伊豆諸島に関する史料については、流人やその関係者、巡見によるものが潤沢に残されており、中には風俗習慣に言及した記述も含まれる。『伊豆海島風土記』や『南方海島志』に「カドヤ」などと呼ばれる産小屋・月小屋・喪屋の習俗がみられるように、近世後期から伊豆諸島の「風俗」の一つとして関心が寄せられてきた。

(1) 産小屋・月小屋の習俗

江戸時代後期、天明元年～2年（1781-82）に実施した巡見をもとに編纂したとされる『伊豆海島風土記』には、各島の忌小屋に関する報告が含まれる。例えば、八丈島の風俗として、次のような記録がある。

他屋と唱へて人家を隔て、山の側杯に小き藁葺の床も無き小屋を、村毎に数ヶ所つゝ造り置、婦人経水の砌り又は産に臨める者を、彼の他屋に出し、家内の交りを禁して、経水の者は八九日、産婦は五十日斗も家に帰る事をゆるさず、此故に婦人小兒共湿邪を請、山嵐瘴気を感じ他屋にて死し、亦は其病根不治して生涯苦しむもの難勝斗、夫而已ならず、他屋に入時は、父母の重病末期をも見届る事不叶、又母たるもの他屋に在て、煩ひ死に臨めるとも、其子として看病する事不能、又若き女は他屋よりして行跡あしく成行者多し、殊更他屋に行時は幼き子をも家に残し、何事も捨置て出る故、其主人其夫の費、家業の欠る事不少、貧き者は粮にもせまり、彼といひ是といひ、此難儀聞に忍ひかたし、慨然として考るに、古へは不知、今諸国に類なき事にて、是を止むとも何ぞ国の掟に拘らんや、身の慎み泥みける不孝不義を求め道に背く事目前たる故、其訳を示しぬるに、心有者は久敷此事を歎くと云へども、若神仏の崇りも有べきやとて、誰かさきには是を止るものなきと聞へける故に、猶曾て神佛の咎在まじき事を告訓ければ、皆悦て悉作物をうゆる事をねがふ

[樋口1974 23-24]（下線は引用者による）

同巡見を実施した幕府御普請役の佐藤信行、伊豆代官手代の吉川義右衛門秀道の両名は、耕作や用水の指導を行うとともに他屋の弊害を島々へ教訓し、「幕府の利益となるべき慣習」、「古くから島民の負擔になっていた仕来り」〔東京都総務局文書課1951〕などを改革した。こうした巡見使側からの教訓に対して、利島の答書「御尋に付左に奉申上候」が残されている。

- 一、女共月々経水之儀其家に罷有、別家之出候儀無御座、食物別火を給、神社参詣遠慮仕候のみにて、農業山林之稼平生に相変儀無御座候。且又出産穢之儀、是又同様父三日、母十五日、別火を給、神参遠慮仕候迄にて御座候。
- 一、忌服受候節、取計之儀面々屋敷内に有来候小屋有之、右小屋に罷在前々よりの定めにて父母之忌三十五日、神社参詣之儀は八ヶ月遠慮仕候。農業は勿論其外之稼共に平生之通相変儀無御座候。且叔父伯母兄弟舅従弟舅姑之忌服共本家に罷有、農業其外之稼共に是又平生に相変儀無御座候。

答書では、平常通りの労働を行うことを強調しつつ、出産・月経の忌とともに死亡に際する忌の習俗についても応答している。答書の内容から、巡見では喪屋を含めた忌小屋の習俗を調査したと考えられるが、巡見をもとにした『伊豆海島風土記』では、健康・衛生面や経済面での影響を案じて出産・月経に伴う忌小屋への隔離習慣の廃止を指南しており、死亡の忌小屋に関する記述は限られる。また寛政8年（1796）には、伊豆代官の三河口太忠が、幕命により伊豆諸島を巡見した折に、八丈島の汚屋習俗の改革を申渡した〔金山編1976 193〕。

以上のように、江戸時代後期には、巡見使らによって産小屋・月小屋の習俗に関する改革が図られたが、実際には近代までそれらの習俗が継続される。全国的には明治5年（1872）に「自今産穢不及憚候事」と太政官布告（第56号）が出され、伊豆諸島が静岡県に移管された明治9年（1876）、「汚屋（経水小屋・血忌小屋）の制度」〔東京都島嶼町村会1981 567〕が廃止となった。しかし、神津島では明治中期まで三か所が残存しており、御蔵島では栗本一郎が東京府に他火小屋廃止を請願し、明治16年（1883）に「府知事ヨリ達シニ依り経水小屋悉皆廃止スル事ニナレリ」〔東京都島嶼町村会1981 978〕と通知を受けるなど、実際の廃止時期には各島によって開きがある。

（2）喪屋の習俗

近世の風俗記録には、喪屋に関する報告も含まれる。江戸時代中期～後期にかけて活躍した国学者・地誌学者である秋山章（1723-1808）は、幕府から州誌編纂の許可をうけて伊豆諸島を歴訪し、寛政3年（1791）に『南方海島志』を編纂した。その「風俗」の項目では、以下のような各島の喪屋の習俗に関する記録がみられる。

- | | |
|-----|---|
| 大島 | 島親ノ喪期五十日ノ間田野ニ ^{モヤ} 喪屋ヲ造リ戒慎特ニ甚シ |
| 新島 | 人物質實ニシテ能ク法ヲ守ル先祖神佛ヲ崇敬シ墓所ハ常ニ掃治シテ清楚也親死スレハ村中ニテ喪屋ヲ造リ門屋ト名ケ置キコレニ入テ喪ヲツトムト云喪期ハ四月也ソノ間喪主ハ惟佛ノ祭ノミヲ為シテ其養ハ村中ニテ給クル也 |
| 上津島 | 先祖神祇ヲ崇敬スルコトハ新島ニ同フシテ更ニ厚シ |
| 三宅島 | 此島モ門屋ト云ヲ造リ置キ父母ノ喪五十日産婦三十日経水ノ婦七日コレニ入ル其間ハ飲食宿ヨリハコブコト也木ニ攀ルコト上津島ニ類ス |

三倉島 風俗都テ三宅ニ同ジ氣稟益淳実也

——『南方海島志』（国文学研究資料館所蔵）

また『南方海島志』は、萩原正夫が増補訂正したうえで、明治34年（1901）に『伊豆七島志』として刊行された〔秋山・萩原編1901〕。そこでは、編集当時の伊豆諸島における喪屋の習俗について、次のように附している。

大島 此風習近世止ム

新島 喪屋の風習今止ム

神津島 従来親ノ喪ニハ寺域ノ忌屋ト云フニ入りテ喪ニ服セシガ近年之ヲ止ム

三宅島 此風習今止ミタリ

御蔵島 父母ノ喪ニハ頭部ヲ白木綿ニテ巻キ門屋ニ入りテ五十日間籠居セシガ近年此風習止ミタリ

（下線は引用者による）

秋山章が伊豆諸島を訪問した江戸時代後期には、大島から御蔵島までの伊豆諸島北部・中部の島々で、門屋などと呼ばれる忌小屋で謹慎生活を送る習慣がみられたが、明治30年（1897）頃までには、いずれの島々でも廃止されていたことが窺える。

後述のとおり、後の民俗調査では、三宅島の旧五ヶ村のうち少なくとも坪田村・阿古村・神着村の三ヶ村に人の死に際して忌籠るための喪屋があったことが報告されている。そのうち神着村では、「経水小屋並に死亡忌小屋を廃す」〔東京都島嶼町村会1981 755〕と、明治9年（1876）に喪屋を廃止した。また同村では明治42年（1909）の「死亡者あるときその経費節減の件」〔東京都島嶼町村会1981 800〕で、忌の習俗について次のように触れた。

- 一、通夜並に葬式の日は従前よりも尚一層の同情を表示、通夜には飲酒を廃し茶菓子に止め葬式の当日は社人雇入れ其の人等之馳走は格別として葬式をおへたる後その忌に出ずる者のみ滞在して夜食を催す事。
 - 二、忌に出ずる親類制度は死亡者の家に対する分小の親類客及び死亡者の親子、兄弟を限りて滞在する事。
 - 三、前項の場合に於ては其の時々死亡者の戸主より書面を以て神着村役場に姓名を届出すべき事。
 - 四、従前の一〇間の滞在を短縮して五日間となす、此五日間は朝の墓参をなし夜一回夜食を催す事、但し五日目の立退きの当日は此限に非ず、然れども本日は朝昼二回之食事には一切用う可らざる事。
 - 五、忌中見舞は例に依り死者の家に贈る事、但し忌に出る銘々には贈るまじき事。
 - 六、五〇日祭若しくは仏の四九日には可成質素を旨とする事。
- 右の件々実践するの証として左に記名調印するものなり。

明治四十二年六月二十五日

神着村役場

（下線は引用者による）

このように伊豆諸島では、江戸時代後期から明治時代にかけて、衛生上の懸念・経済的負担を主な理由として、出産・月経・死亡に際する忌小屋の習俗を廃止・縮減する動向がみられた。そうした中、三宅島の神着では「カドヤ」を廃止し、親類や家族が喪家に滞在するように変化して以降も、「忌に出ずる」制度の簡略化を図るなどの介入が継続された。忌小屋が消失した後、近親者の忌籠る習俗自体が、大きな変革の波に晒される状況が続くこととなった。

3. 坪田地区における葬儀と忌中

近代化の中で「忌に出ずる」習俗が縮小された三宅島における、変容を遂げる葬儀のありようが、過去の民俗調査で報告されている。ここでは、三宅島の坪田地区における民俗情報を渉猟しつつ、「忌に出ずる」習俗を中心として、当地区における葬儀とその変容を追跡する。

三宅島の南東部に位置する坪田地区には、二宮神社と隣接して海蔵寺（浄土宗）があり、地区のほぼ全戸が海蔵寺の檀家である。海蔵寺から海側へ下った先にはふるくからの共有墓地（海蔵寺清水ヶ原霊園）が位置する。「坪田村雑記帳」²によると、明治44年（1911）に「二名ノ所有地ヲ買取シ村民一統ニテ敷地ヲナシ区画ヲ定メ抽籤」したものであるという。また、海蔵寺の山側には、流人または落武者とその家族が非業の死を遂げたという伝説があり〔池田1983 71〕、七人山の付近には新しく増設された海蔵寺金戸霊園がある。

（1）昭和初期までの調査

まず坪田村の葬儀に関する資料として、大正15年（1926）以前の刊行と推察される『坪田村誌』（島庁保管／坪田小学校編）が挙げられる³〔向山1934 191〕。

死者あれば親族朋友などの通夜、喪家では暁まで数回に亘って茶菓酒肴を出す。出棺前に喪主又は施主は僧と対座し、僧先づ式杯をとって喪主又は施主に献ぐ。次のその返盃をうけて後に読経する。

棺は白布等にて巻き包むことなく、その上部に寺より貸付する白無垢一枚を覆ふ。幡及び天蓋之に附し、提灯はない。

棺の前方上部中央邊に晒布を結び、之を伸ばして老婆等抱持して先頭にたつ。位牌と香炉とを捧持するもの、椀に飯を堆高く盛ったのに二本の箸を立てたのを捧持する者が棺前に行く。是等は近親中の婦人である。

凡てその近親者は男女等均しく木綿の白布を正しく折って之を鉢巻し後方に結ぶ。葬列は堂前に於いて左旋回すること三回の後、本堂に昇せて回向される。

喪家では親族は凡そ三日間皆集って起居飲食を共にし、其の鉢巻は外さない。そして朝夕墓に弔ふ。墓には間口三尺奥行二尺位の家様のものを造作して、是に前腕、茶碗、箸、その他日用品など納れてある。小さくして一ケの家であり家具調度である。喪主は四十九日まで毎夕墓参し、尚七日、七日の忌には、老婆等の念仏回向あり、僧は招かれれば行って読経する。葬儀の翌日を魚ふしんと呼び、男子らは魚釣して魚を調理し之より精進することがない。四十九日前日再び魚ふしんをする。

（下線は引用者による）

当時の葬儀では、すでに喪屋に籠る習俗はなく、通夜から喪家に滞在して3日間共同で起

居飲食をした。またその間、親族は白い木綿の鉢巻をつけたまま、朝夕に墓参りをしたという。また向山自身も坪田村を訪れ、大正15年（1926）8月10日に居合わせた葬儀について報告している〔向山1934 190〕。

人々の装ひは普通の着流し姿で、袴もつけてはゐない。親類の人は白い布をきちんと折つて鉢巻してゐる。これは内地の白無垢に代はるべきものであるさうだ。羽織袴は村長位の人がつけるだけださうである。白い鉢巻をしてゐる人々は、このまゝ三日間その家に起居して手傳をするとかで、もうその装ひのまゝ、牛の草刈りに鎌を持つてでかけてゆく女も見うけられた。

（下線は引用者による）

利島の「御尋に付左に奉申上候」と同様、向山の報告からは「平生」の農作業に従事したようすが窺える。他方、三宅島の阿古村では「喪家では五十日の間漁にでられないのはもちろんのこと、濱へもでられぬ」〔最上1956 33〕と、海・漁業の禁忌が報告されている。これは昭和12年（1937）、最上孝敬が阿古村で実施した海村調査に基づく報告であり、「親を失ったものは十五日の間村の路を歩くこともできず、沢をつたって歩いた。髪も刈らず、髭も剃らず、五十日の間他人の家ばかりでなく、自分の家にも入らない」〔最上1956 35〕と、「平生」の就業が妨げられるような厳格な忌籠りの習俗が伝承されたことが記されている。

（2）伊豆諸島文化財総合調査（1956年）

向山の来訪から30年後に実施された伊豆諸島文化財総合調査では、坪田地区の喪屋を含む、葬儀に関する報告がある。

この村には寺が1ヶ寺あって、浄土宗であった。近親が死ぬとモ（喪）に服するが、喪は親子は50日、兄弟は10日、親戚一般は3日で、この期間はキチュー（忌中）といった。モは自家では服さず、共同のコヤに入って服した。この村には1ヶ所、共同のコヤがあった。このコヤは寺の所有になっていて、これをカドともいっていた。死者の近親・血族の者はこのコヤに入ったが、忌中、月経中のこともカドといっていた。忌中の間、男女共に家の内でもユミは白のサラシ（晒）を切った布で、これを頭に鉢巻にした。それでモに服することをユミニデルといっていた。近親の者は忌中の期間ユミをして、勿論、墓参りにもこれをして行った。一中略一葬式にはシンルイの最年長の女たちがマカナイをし、シンルイの最年長の女がその支配をした。シンセキの女たちはこれに手を出さなかった。葬送には会葬者一行は白の晒で作ったがゼンノツナをひいた。近親の者は忌中（四十九日）の間、朝夕、墓参りをおこなった。また、ナノカナンワ（七日七日）には、毎晩、その家に坊主とおばあさんたちが寄って、カネをたたいて念仏をおこなった。葬式の時のユミは、昭和4年頃まで、これをやっていたが、今では農協の生活改善運動に従って、これを喪章に代えたという。

〔東京都教育委員会編1965 1216〕（下線は引用者による）

『坪田村誌』の内容と同様、忌中の間、死者の近親者はユミをつけて共に過ごし、墓参し

たという。但し、滞在する場所は自宅ではなく寺所有の「共同のコヤ」である。向山の報告を前提とすれば、遅くとも大正15年の時点で喪屋の習俗は行われておらず、伊豆諸島文化財総合調査時、「共同のコヤ」に滞在する習俗は現行の習俗ではなかった可能性が高い。さらに、昭和4年頃(1929)にユミが喪章へ変わり、向山が来訪した数年後にはユミも行われなくなっていた。このように坪田地区の忌中は、喪屋、ユミと徐々に欠落して、かつての習俗から変容していった。

なお、筆者が令和6年(2024)2月に実施した現地調査では、喪屋に関する経験は聞かれず、そうした習俗についての記憶は失われていた。但し、2000年噴火以前には喪家の庭に石やブロックで竈を据えて、シンルイの女性たちが共同で葬儀中の食事の準備をしており、雨天時には庭の竈の上に幌をかけるか、当時あった牛小屋を使用するなど、屋外での煮炊きが継続されていたという⁴。さらに避難指示の解除後には仕出しの発注や飲食店での飲食となり、シンルイの女性が喪家で炊事支度をすることもなくなった。

4. 屋形の墓覆いに関する習俗

このように三宅島には「忌に出ずる」人々がカドヤと呼ばれる喪屋で寝食を共にする習俗が伝承されたが、明治時代以降、喪屋が廃止されて喪家へ移行し、喪家に滞在する日数も短縮されるなど、簡略化する動きがあった。他方、民俗学で「喪屋の遺風」と見做されてきた「屋形の覆い」も、三宅島の墓地で広くみられた習俗であった。次に、屋形の墓覆いの習俗とその変遷を追跡する。

(1) 民俗調査報告における屋形の墓覆い

坪田村の墓に「前腕、茶碗、箸其の他日用品」を納めた「家様のもの」(『坪田村誌』)を据えたように、前段で紹介してきた民俗調査報告には、墓地に置かれた「屋形の墓覆い」に関する報告が含まれる。この屋形の墓覆いは「古くからあったのではなく、大工が、新島に渡って習って来た」[民俗学研究会編1956]ものであるという。

大正15年(1926)に坪田村を訪れた向山の報告には、「おほい」と呼ばれる小屋が墓地に置かれたことがスケッチとともに記されている。

石碑や、六七尺もあらうと思はれる大きな塔婆のたつてゐる前には、赤いカンナの花などが咲いてゐる。その前に、小さな丈三尺もあらうと思はれる假屋風のものがしつらへてある。不思議に思つてあたりを見ると、どの墓にもあつて、未だ目新しいものあれば、もう色古りて朽色になつてゐるものもある。扉は多く閉ぢられてあつてその床下にあたる部分に、草履、さつまいも、胡瓜、里芋など供へてあり、香たて等もちやんと供つてゐる。新しい二階風な作りで扉に一枚ガラスを入れてあるものもある。その中を見ると、人形(はひぼこ)、風鈴、お重箱などまあたらしくかざつてある。「これはきつと小さい子供の墓だろう」などと話しあつたのだつた。

後にきけば、これは「おほい」(おほふの意)といふ山で、葬式の翌日こしらへるのであつて、老人のは小さく作り、子供のは大きく作る。二階にこしらへたのや、おもちゃの入つてゐるのは、子供のであつて、子供のを大きくこしらへるのは、小さいと雨が降つたら濡れるからかあいさうだといふので、大人はもう大人なんだから、少しは濡れ

でも何ともないからいゝといふのである。それから、墓へは芋やさつまいも等いろいろの初物が出来ると供へ物などあげるのだといふ。

[向山1934 189] (下線は引用者による)

葬儀の翌日、「おほい」と呼ばれる高さ90cmほどの仮屋を墓地へ設置し、その下へ草履や野菜・香立てなどを供える。また子供の「おほい」は雨に濡れないように大きく作り、人形などのおもちゃが納められているという⁵。こうした屋形の墓覆いの習俗は、伊ヶ谷では「ダント」などと呼び、坪田地区に限らず、三宅島内の各地区で行われていた〔民俗学研究会編1956〕。その様式は地域によって異なり、例えば神着村では「銘々の墓域を荒組の丸太で圍ひ、墓石の左右に塔婆を建て、其前面には、下部に角木を出して屋根のみが、表門のやうにしつらへ」〔本山1934〕たものであったといい、三宅島には屋形の墓覆いが広く伝承された。

坪田地区における屋形の墓覆いは、30年後の伊豆諸島文化財総合調査でも報告されている。

三宅島旧各村の墓地の内、坪田・阿古の共同墓地では、墓地の石碑の上に「おい」と称する木製の仏壇の如きものを安置する風習がある。坪田の「おい」は高さ48cm、間口60cm、奥行21cm位で2段に作られた棚の如きもので、上部は屋根の如くおおい、下は脚部のみで、上部に戸袋を作り、その中に位牌、写真などを収め、或は供水・花菓等を供えてある。

[東京都教育委員会編1958 311]

向山の報告では、子どもの墓は2階建てに大きく、老人は小さく作るといったように、死者によって形状や大きさに差が設けられていたが、伊豆諸島文化財総合調査では分け隔てについての言及なく、2段の棚のような形状であることが報告されている。オオイの寸法について、伊豆諸島文化財総合調査の報告では高さ48cmとなっているが、そこに添えられた写真の「おい」は、向山が報告した3尺(90cm弱)程度の寸法と大差なくみられる。また、向山の図では縦長であったのに対して、伊豆諸島文化財総合調査の報告では横長であるなど、墓覆いの形状には明らかな違いが見て取れる。

(2) 坪井洋文民俗写真にみる屋形の墓覆い

伊豆諸島文化財総合調査から26年後の昭和57年(1982)、民俗学者の坪井洋文が三宅島を訪れている。本学に所蔵されている坪井洋文資料の中には約36,000コマ超の民俗写真が含まれており、その中には三宅島で撮影した写真もある⁶。坪田墓地を撮影した写真には、オオイが林立する風景が納められている(写真1参照)。

それらのオオイは、伊豆諸島文化財総合調査に類する寸法・形状をしており、向山が調査した大正時代末期からオオイの形式が変化したものと考えられる。また坪井写真の中には、オオイの中に設けられた壇へ膳等の供物を用意したようすが写されているものの、オオイの下には香立てが置かれるのみである(写真2・3参照)⁷。

当時は土葬が一般的であり、坪田地区の住人は共有墓地である「清水ヶ原霊園」に遺体を埋葬した。坪井写真にみるように、墓地は家ごとに区画が定められており、その区画内に埋葬する。そのため、参列者や香典などを記録した「葬儀記録」には葬儀ごとに埋葬した位置

を記しておき、次の葬儀の際には新しい埋葬場所を避けて、古い場所から順に掘り起こして埋葬した（図1参照）⁸。墓地にはそれぞれ石塔があったが、新しく埋葬したシンバカには小屋（オオイ）を置いたという。

初七日までは毎朝、四十九日までは七日七日の朝に、煮炊きしたものを墓に備えた食器に入れて線香とともに供えて弔うことが、各家の女性の勤めであった。「その頃はカキジャネ（ゴキブリ）が小屋の中にいっぱいいて、たいへんだった」（坪田婦人部関係者・談）という。当時の老人クラブの老齢の女性から「カラスが寄ってたいへん」という意見が出て、徐々に供え物を止める流れとなり、オオイの習俗も衰退していった⁹。

大正時代末期の坪田村のオオイには、死者の埋葬場所に被せて「保護」する“覆い”の意味合いが多分に含まれた。しかし、死者の属性による差分が希薄化し、また全体が巨大化・複



写真1 坪田の墓地（坪井洋文撮影）



写真2 坪田の墓地（坪井洋文撮影）



写真3 坪田のオオイ（坪井洋文撮影）



写真4 坪田の墓地（2024年筆者撮影）

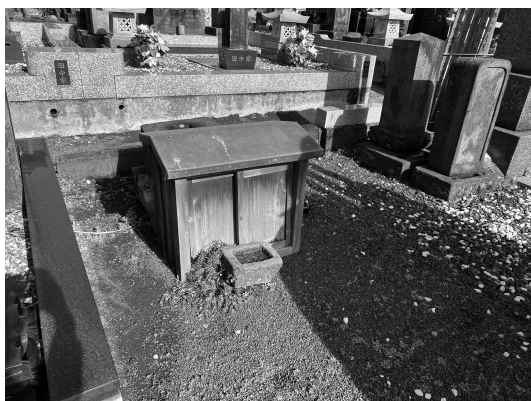


写真5 坪田のオオイ（2024年筆者撮影）

雑化するとともに、死者へ供え物をする弔いの場へと地域住人の理解が集約していき、その流れの中で、墓地への供え物の廃止がオオイの消失へと繋がったと考えられる。

さらに平成4年（1992）には三宅村火葬場（特集1図2の「旧火葬場」）が設置され、数年の猶予を経て、島内全体で火葬を行うようになり、現在は内地でもみられるようなカロート式の石塔が櫛比する墓地へと変化した。

5. おわりに

伊豆諸島は「喪屋」の習俗を伝承する顕著な地域として、民俗学において早くから注目されていた。本稿

では、近世史料や民俗調査報告などから、坪田地区を中心とした三宅島における伝承実態を追跡した。そこから、三宅島の喪屋を中心とする葬送習俗の動態について、以下のような内容が整理される。

- (1)三宅島では近親者が忌籠りをする「カド」と呼ばれる喪屋の習俗とともに、その遺風とみなされる「オオイ」と呼ばれる屋形の墓覆いの習俗が伝承されていた。本稿は三宅島という限定的な地域研究であるため、両者の関係性についての分析には及ばないが、本事例の坪田のオオイに限っていえば、新島から伝来したものとされており、当地のカドの縮小とは異なる経緯で定着した習俗と考えられる。
- (2)江戸時代後期に伝承されていた三宅島のカドは、衛生的・経済的な見地から巡見使といった官吏による介入を受けて衰退していき、他方、坪田のオオイは住民による衛生的観点から廃止された。いずれも現在は消失した習俗であるが、官吏といった外部、伝承者である女性住人という内部、という異なる立場を主体とする働き掛けによって変容したものである。
- (3)かつての三宅島では忌中に近親者がカドに忌籠って墓へ供え物をするという習俗が、一連の行為として行われた。カドではなく喪屋で寝食を共にし、ユミが廃止される中で、やがて近親者による忌籠りの意識そのものが希薄化し、日常からの寝食の分離が行われなくなった。他方、平成初期まで死者への弔いの場としてオオイが残存したものの、オオイの位置付けは死者を保護する場から供え物をする場へと変容する過程を経て、やがて供え物の場としての役割とともにオオイの習俗も消失していった。

付記

本稿は、令和6年（2024）6月の「宗教と社会」学会第32回学術大会（於國學院大學）にて口頭発表した内容に、大幅に加筆修正を加えたものです。また本研究はJSPS科研費22K20078、23K12344の助成を受けたものです。

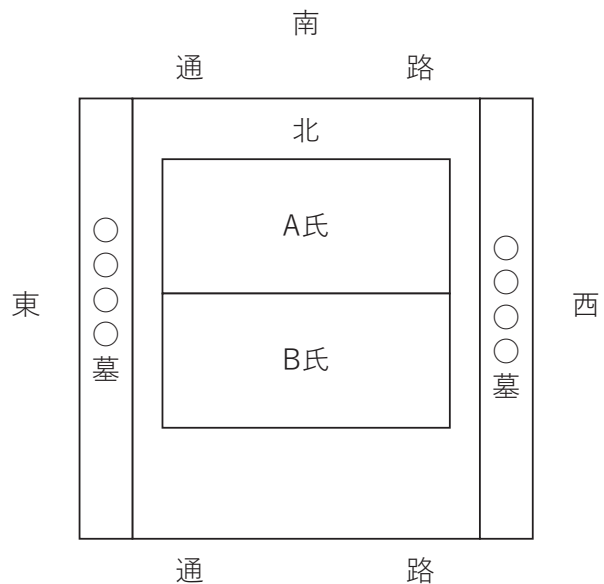


図1「葬儀記録」の「埋葬位置」

本プロジェクトの実施に際して、準備段階から現地調査・報告に至るまで、柳原友子さん（学術資料センター（考古学資料館部門）・共同研究員）にご尽力いただきました。この場をかりて、厚く御礼申し上げます。また三宅島の皆様には、本調査につきましてご理解いただき、ご厚情を賜りましたことに深謝申し上げます。ありがとうございました。

注

- 1 産小屋については、民俗調査と併せて、「若狭の産小屋習俗」（記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財）、「長岡の産小屋」（愛知県指定有形民俗文化財）といったように、個々に文化財にも選択・指定され、中には保存されているものもある。
- 2 原本所蔵不明のため、個人蔵の電子式複写物を用いる。
- 3 『坪田村誌』は向山雅重が島庁保管として報告したが、現在の所蔵先が不明であり、原本が未確認のため、ここでは向山が引用した内容を参照する。
- 4 屋外で調理する理由については、家の台所では大人数の食事を準備できないため、とされる（坪田婦人部関係者談）。
- 5 最上による阿古村の調査では「三宅島のハカツキは埋めて三日目にするが、この頃は略して埋めた日にする人もあるさうで、埋めた上へオーイを持つて行つて置くことである」[牧田1949 257]と、当時、阿古村ではオーイを置くまでの期間が短縮される動きがあったという。
- 6 坪井洋文の民俗写真には、撮影年月日が記されていないものも多数含まれており、三宅島の写真も撮影年月日は明らかではない。坪井は、大間知とともに訪れた八丈島での調査、伊豆諸島文化財総合調査、國學院大學民俗学研究会の民俗採訪などで、たびたび伊豆諸島を訪れている。坪井が三宅島を訪れたと確認できるのは昭和57年（1982）であり、この時に撮影した写真であると推察される。なお、坪井洋文写真資料は、科研費・基盤研究（B）「民俗画像資料の情報化と研究活用に関する研究」（代表：小川直之）においてデジタル化および追跡調査が実施された。
- 7 末尾に三宅島の墓地を撮影した坪井洋文民俗写真を掲載しているので、そちらを参照されたい。
- 8 図1は、昭和39年（1964）に坪田地区で実施されたA氏の葬儀記録（坪田婦人部関係者・所有）より作成した。
- 9 供え物の廃止について意見がでたものの、実際には葬儀を出す家によって意向が異なり、しばらくは実施する場合と取りやめる場合とが混在したという（坪田婦人部関係者・談）。

参考文献

- 秋山章・萩原正夫編1901『伊豆七島志』上、萩原正夫
池田信道1983『三宅島の歴史と民俗』伝説と現代社
板橋春夫2022『産屋の民俗』岩田書院
大藤ゆき1980「生と死の儀礼：その対応について」『民俗学論叢』2
大間知篤三1968「伊豆諸島の忌小屋」『日本民族と南方文化』平凡社
金山正好編1976『伊豆諸島巡見記録集』緑地社
河上一雄1962「日本葬制上の一問題－喪屋及び墓覆いについて」『西郊民俗』23
倉石あつこ1999「産小屋」『日本民俗大辞典』上 吉川弘文館
新谷尚紀1986『生と死の民俗史』木耳社
伏見裕子2016『近代日本における出産と産屋：香川県伊吹島の出部屋の存続と閉鎖』勁草書房
立木猛治1969『伊豆大島志考』伊豆大島志考刊行会
田中久夫2000「喪屋」『日本民俗大辞典』下 吉川弘文館

田中久夫2005「喪屋」『民俗小事典 死と葬送』吉川弘文館

坪井洋文1970「日本人の生死観」『民族学からみた日本：岡正雄教授古稀記念論文集』河出
書房新社

東京都総務局文書課1951『天明二年七島巡見志 1』

東京都島嶼町村会1981『伊豆諸島東京移管百年史』下

東京都教育委員会編1958『伊豆諸島文化財総合調査報告』 1

東京都教育委員会編1965『伊豆諸島文化財総合調査報告』 5

東京都教育委員会編1992『東京の民俗』 8

樋口秀雄1974『伊豆海島風土記』緑地社

牧田茂1949「葬制」『海村生活の研究』日本民俗学会

民俗学研究所編1956『民俗学辞典』東京堂

向山雅重1934「三宅島見聞記」『島』（昭和9年前期）

最上孝敬1956『詣り墓：兩墓制の探究』古今書院

本山桂川1934『海島民俗誌 伊豆諸島篇』一誠社

柳田國男1937『葬送習俗語彙』民間伝承の会

柳田國男1940『食物と心臓』創元社



写真6 坪田地区の墓地（坪井洋文撮影）



写真7 坪田地区の墓地（坪井洋文撮影）



写真8 坪田地区の墓地（坪井洋文撮影）



写真9 坪田地区の墓地（坪井洋文撮影）



写真10 坪田地区の墓地（坪井洋文撮影）



写真11 神着地区の墓地（坪井洋文撮影）



写真12 神着地区の墓地（坪井洋文撮影）



写真13 神着地区の墓地（坪井洋文撮影）



写真14 神着地区の墓地（坪井洋文撮影）



写真15 神着地区の墓地（坪井洋文撮影）

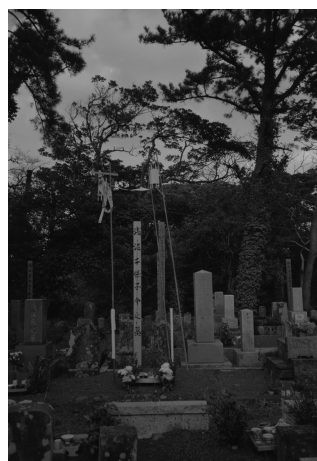


写真16 神着地区の墓地（坪井洋文撮影）